

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 12 月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600302号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600205号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年12月12日は16万2,000円、平成16年7月6日は24万9,000円、同年12月7日は27万円、平成17年7月12日は27万1,000円、同年12月8日は28万9,000円、平成18年7月19日は28万3,000円、同年12月14日は29万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日、平成16年7月6日、同年12月7日、平成17年7月12日、同年12月8日、平成18年7月19日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月12日、平成16年7月6日、同年12月7日、平成17年7月12日、同年12月8日、平成18年7月19日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月12日
⑥ 平成17年12月8日
⑦ 平成18年7月19日
⑧ 平成18年12月14日

各請求期間においてA社から賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録によると標準賞与額の記録が漏れているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②から⑧までについては、請求者から提出された預金通帳の写し又はB銀行C支店から提出された請求者に係る取引明細証明書により、A社から請求者に賞与が支給されたことが確認できる上、同社の回答及び同社における複数の同僚が所持している賞与明細書により、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されたことが認められる。

また、請求者の請求期間②、③、④、⑤及び⑧に係る標準賞与額については、A社における複数の同僚が所持している賞与明細書及び請求者から提出された預金通帳の写しで確認できる賞与振込額から推認できる賞与支給額により、請求期間②は16万2,000円、請求期間③は24万9,000円、請求期間④は27万円、請求期間⑤は27万1,000円、請求期間⑧は29万2,000円とすることが必要である。

一方、請求期間⑥及び⑦における厚生年金保険料控除額は、A社における複数の同僚が所持している賞与明細書により、当該期間当時の厚生年金保険料率(142.88/1,000)ではなく、従前の保険料率(139.34/1,000)により算出されていることが確認できることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額も、従前の保険料率により算出されたと推認される。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑥及び⑦に係る標準賞与額については、A社における複数の同僚が所持している賞与明細書及びB銀行C支店から提出された請求者に係る取引明細証明書で確認できる賞与振込額から推認できる厚生年金保険料控除額により、請求期間⑥は28万9,000円、請求期間⑦は28万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑧までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①については、請求者が賞与明細書、預金通帳、源泉徴収票等を所持していないと陳述していること、A社が当該期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等は保管していないと回答していること、及びB銀行C支店が当該期間の請求者に係る出入金記録については保管していないと回答していることから、当該期間に係る請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され

ていたことを認めることはできない。